

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八頭町長

市町村名 (市町村コード)	八頭町 (31329)
地域名 (地域内農業集落名)	郡家2地区 (覚王寺、市場、東市場、上津黒、下津黒、別府、篠波)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は全地域が中山間地域で、地域内の50%以上の農地が認定農業者等の担い手に集積されており、地域内担い手7経営体のうち2経営体(個人経営体、農業法人)が水稻を中心とした経営を行っている。また、一部の集落では機械共同利用の集落営農組織が設立され地域ぐるみで農業に取り組む展開が図られている。担い手への集積は進んでいるものの、地域内農家の約1/4が70歳以上となっており、10年後を想定すると遊休農地の増加は否定できない状態にある。

また、本地域においては多面的機能交付金支払制度活用集落が2集落、中山間地域直接支払交付金制度の活用集落が1集落、両方の事業活用集落が3集落あり、本事業を有効に活用し農地及び農業用施設の維持管理を実施している。しかしながら、事務の複雑化及び農業者の高齢化に伴い今後の事業活用が困難な組織もでてきている。

※地域内における主な栽培品目:水稻77.7ha、飼料用米・飼料用稲8.1ha、果樹5.3ha、野菜・花等10.6ha

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域においては主に水稻(主食用米)の栽培がおこなわれている。
地域内農用地面積の約50%が2経営体(個人経営体、農業法人)によるもので、今後もこの2経営体を中心に水稻を中心とした営農が展開される見込みである。

今後も、多面的機能支払交付金制度、中山間直接支払交付金制度の活用を継続しながら、地域内担い手と連携し担い手への農地集積集約を進めていく。

また、機械共同利用の任意組織については、組織構成員の後継者育成に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	155.44 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	116.04 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域における農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、基盤整備未実施区域等、今後管理が困難と思われる農地は対象外とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内で離農する農家が出た場合は地域内担い手へ集積する。また、地域内担い手の話し合いにより農地集積計画を定め農地中間管理機構を活用し集約を進める。 地域内で新たに農地の借り入れを希望する者が出てきた場合は話し合いを行い集積集約計画を見直す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借は基本的に農地中間管理事業を活用する事とし、地域内担い手の農地集積計画により集約を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
上津黒地内において農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用し砂防河川安土川護岸に用水取水ゲートの設置を予定している。(R6～R7)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の本地域における農業経営安定のためには現在の担い手の存続が不可欠である。地域内担い手が本地域でしっかりと営農が継続できるよう各種補助事業の活用等により支援を行っていく。 新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施のサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手による集積が困難な農地については農業支援サービス事業体を実施している農作業受託の斡旋を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣対策交付金・多面的機能支払交付金を活用し、必要に応じて新たな侵入防止柵の設置を行うとともに既存施設の維持管理と情報収集に務める。
- ②本地域の担い手において減農薬・化学肥料削減により特別栽培米の生産の取り組みが行われている。(1法人)
- ③本地域の担い手においてドローンによる農薬散布などスマート農業の実践を行っている。
- ⑦中山間地域直接支払交付金制度、多面的機能支払交付金制度を活用し、農地や農道・水路等の保全管理のための取組を進めていく。